

答 申 書

令和 4 年 3 月 2 8 日

小浜市水道料金等制度審議会

目 次

はじめに

【水道事業】

答申内容

1. 小浜市水道事業経営戦略と水道施設更新計画
2. 水道事業収支計画
3. 具体的答申内容
 - (1) 現行の水道料金の据え置き
 - (2) 経営の健全化
 - ①企業債借入額の抑制
 - ②有収率の向上
 - ③徴収率の向上
 - (3) 水道料金制度の見直し

【下水道事業】

答申内容

1. 小浜市下水道事業経営戦略
2. 下水道事業収支計画
3. 具体的答申内容
 - (1) 現行の下水道使用料の据え置き
 - (2) 経営の健全化
 - ①水洗化率の向上
 - ②徴収率の向上
 - (3) 下水道使用料制度の見直し

<参考資料>

- ・小浜市水道料金等制度審議会 委員名簿
- ・小浜市水道料金等制度審議会 審議経過
- ・小浜市水道料金表
- ・小浜市下水道使用料表
- ・小浜市水道料金等制度審議会設置条例

はじめに

上下水道は、公営企業としてその経営は独立採算制を原則とし、効率的な経営のもと、適正な料金体系で健全な経営に努める必要があります。また、上下水道は市民生活に欠くことのできない重要なライフラインとして、近年その役割はより一層大きくなっています。

小浜市の水道事業は昭和34年、下水道事業は昭和58年の創設以来、給水区域や処理区域の拡張と施設の拡充を行ってきました。そして公営企業としてより良いサービスの提供と、将来にわたって健全で安定した経営を続けるとともに、今後、老朽化を迎える施設の更新や耐震化、施設の統合などを計画的に進めていく使命を負っています。

前回の水道料金等制度審議会は、水道事業においては平成28年度に開催され、答申では水道料金の据え置きとともに、3年から5年ごとに料金制度そのものを見直す機会を設け、健全経営について検討することなどが提言されました。

また、下水道事業においても、平成27年度に開催され、答申では下水道使用料の値上げとともに、5年程度の中期間での審議を実施し、下水道使用料や健全経営について検討することなどが提言されました。

このようなことから、令和3年7月7日、本審議会に松崎市長より「小浜市上下水道事業料金のあり方」について諮問がなされました。

今回の審議会では、前回の審議会から水道事業が5年、また下水道事業が6年、それぞれ経過した現状と今後5年間の事業計画に基づく経営状況、水道料金等制度について検証し、慎重に議論を重ねた結果、意見が集約されましたのでここに答申をいたします。

答申内容

【水道事業】

1. 小浜市水道事業経営戦略と水道施設更新計画

小浜市の水道事業は、令和元年9月に策定されました「小浜市水道ビジョン」の「安全・持続・強靱を約束するおばまの水道」を基本理念に、将来にわたり、安心でおいしい水道水を安定して供給し続けることを目標とされています。

しかしながら、水道事業等の公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等による事業収益の減少をはじめ、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、厳しい経営環境に直面しています。

このような状況を踏まえ、小浜市においては中長期的な経営の基本計画である「小浜市水道事業経営戦略」を令和3年3月に策定され、経営の健全化と将来にわたって安定的に事業を継続していくことを目的に事業に取り組まれています。

小浜市水道事業経営戦略では、令和3年度から同12年度までの10年間を計画期間とし、収支の均衡が図られていますが、今後経費が増大する可能性がある「水道施設の更新にかかる費用」については、現在「水道施設更新計画」が策定中であり、経営戦略には未反映でありました。

このような状況から、本審議会が答申する提言につきましては、水道施設更新計画を反映した経営戦略の改定後に、再度審議会において協議していただかなければならない内容も含まれていることをご理解いただきたいと思います。

2. 水道事業収支計画

小浜市の水道事業の収支計画について、昨年3月策定されました小浜市水道事業経営戦略の収支計画により検討しました。

収益的収支の収益については、その自主財源の根幹となる現行の水道料金が平成24年10月に改定されましたが、人口減少や節水機器の普及等による使用水量の減少が進み、今後も給水収益は減少傾向にあると見込まれます。

また、営業費用の今後の見通しは、動力費や修繕費、水質検査委託料などの経費は継続的に必要となり、大きな割合を占める減価償却費等は微減していくものと予想されます。

一方、資本的収支については、大手橋・西津橋架け替えに伴う布設替えや老朽管の更新、簡易水道の上水道事業への統合などの建設改良工事は今後も続きますが、企業債償還金が減少傾向にあることから、財源的に安定している見込みです。

水道事業の経営状況を示す指標として現金残高で検証すると、現在策定中の水道施設更新計画を考慮しても、今後5年間は一定額の現金を確保しながら水道施設の更新を進められ、かつ企業債残高も現状維持できる見込みとなっていることを確認しました。

このようなことから、現状では今後5年間は現行の水道料金で、概ね健全な経営を維持することが可能であると考えられます。

3. 具体的答申内容

(1) 現行の水道料金の据え置き

小浜市の水道事業は、収支計画において、現状では経営は安定し、「安全・持続・強靱を約束する運営」ができる見込みと考えられ、今回は「現行の水道料金の据え置き」を提言します。

(2) 経営の健全化

現状では今後5年間は現行の水道料金で、概ね健全な経営を維持することが可能であると考えられます。

しかし、水道事業の財源の根幹である給水収益の減少が続くことが見込まれ、また今後、水道施設の更新を進めていくためには、更なる経営の効率化による健全化に努めていただきたいと思います。

①企業債借入額の抑制

施設更新等の建設改良工事の主な財源は、給水収益等による内部留保資金のほか、大半が企業債によるものです。

現在の経営状況は概ね健全経営ではありますが、企業債残高が現金残高を大きく上回っているのも事実です。企業債の借り入れには支払利息が発生することから、今後、施設の更新を計画的に進めるに当たり、企業債借り入れの抑制も考慮し、健全経営を図っていただきたいと思います。

②有収率の向上

有収率の向上は経営の健全化につながることから、漏水を防止し損失の抑制を図り、経費の削減に努めることが大切です。

小浜市の有収率は、概ね90パーセントを超えており、全国と同規模事業体の平均値を大きく上回っています。しかし、今後給水量の減少が見込まれるなか、更なる効率的な施設運営が必要であるため、老朽施設の更新や漏水防止対策を適切に行い、有収率の向上に努めていただきたいと思います。

③徴収率の向上

水道利用者の公平な負担を求めることに加え、料金収入の向上のため徴収率の向上は重要です。

平成29年度からのアウトソーシング導入による専任体制での徴収業務により、徴収率の向上は見られますが、なお一層の向上を目指すとともに、関係部局との連携強化を図り、特に悪質な滞納者に対しては「給水停止」などの毅然とした法的措置を講じることが必要です。

(3) 水道料金制度の見直し

震災や風水害などによる思わぬ被害対策や予定外の老朽化対策により、緊急的な支出の増大など、収支計画が大きく変わる可能性があります。そこで、今後も5年ごとに水道料金制度を見直す機会を設け、健全経営の検討をしていただきたいと思います。

【下水道事業】

1. 小浜市下水道事業経営戦略

小浜市の下水道事業は、昭和58年に事業着手し、平成3年に供用開始後、北部地区、東部地区と整備を進め平成20年代後半には計画区域の整備をほぼ完了しています。

しかしながら下水道事業などの公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等による事業収益の減少をはじめ、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、厳しい経営環境に直面しています。

このため、平成29年3月に中長期的な経営の健全化と安定的な事業継続を目的に令和7年度までの10年間を計画期間として「小浜市公共下水道事業経営戦略」を策定し、事業に取り組まれています。

現在、計画策定から5年目で中間見直しを行っており、令和2年度から移行した企業会計での初めての決算を基に収支計画の見直しを行っているところです。

2. 下水道事業収支計画

小浜市の下水道事業の収支計画について、平成29年3月に策定された小浜市公共下水道事業経営戦略の見直し中の収支計画と令和2年度決算および施設更新計画であるストックマネジメント計画により検討しました。

収益的収支の収益については、その自主財源の根幹となる現行の下水道使用料が平成29年10月に改定されましたが、処理区域の拡大や新規つなぎ込み人口の増加がある一方、人口減少や節水機器の普及等による処理水量の減少が進むことで、使用料収入は微増の傾向であると見込まれます。

また、営業費用の今後の見通しは、動力費や修繕費、運転管理委託料などの経費は継続的に必要となり、大きな割合を占める減価償却費等は施設整備後、耐用年数に到達していないことから横ばいで推移していくものと予測されます。

資本的収支については、ストックマネジメント計画に基づく施設の更新などの建設改良工事は今後も続きますが、企業債償還のうち建設債は償還を計画通り実施し返済元金額は減少傾向にあります。

また、資本費平準化債は、新たな借入れが今後も継続していくことから返済元金額の減少は緩やかな見込みです。

下水道事業の経営状況を示す指標のひとつである現金残高で検証すると、令和2年度末で約1億9千万円の残高が、令和6年度で1億円を割り込み令和7年度にはマイナスになる見込みであり、事業経営が立ち行かなくなることが予測されます。

残高の減少は単年度収支でのマイナスが続くことによるもので、単年度収支のうち収入における他会計補助金と資本費平準化債の借入額の減少が大きな要因です。

他会計補助金の減少は、令和2年度に特別会計から企業会計に移行したことによる補助金額の計算方法の変更があったことによるものです。

また、資本費平準化債の借入額の減少は、施設整備を早期に行うため当初から建設投資を大規模に行い建設債の借入れが多く、建設債の返済のための資本費平準化債の借入額が積みあがり、新規発行可能額が減少することによるものです。

上記の下水道事業の経営状況に対して、現在、経営戦略の見直しが行われています。

見直しの中で企業会計に移行後の決算が令和2年度のみであるため、今後の予測を行うことが難しいこともあり、今後、毎年出る決算値を基に毎年収支予測を行い、精度を上げる必要があります。

このようなことから、現状では今後5年間の下水道使用料の妥当性の判断が難しくなっています。

3. 具体的答申内容

(1) 現行の下水道使用料の据え置き

小浜市の下水道事業は、収支計画において、経営状況の指標である現金残高は減少が続くものの令和5年度までは安定経営できる1億円以上を維持できること、現在経営戦略等の見直し等を行っていることなどから、毎年、収支計画の検証を行うことを前提に、今回は「現行の下水道使用料の据え置き」を提言します。

(2) 経営の健全化

現状では、企業会計移行後間もなく、今後5年間の経営予測の精度が高くないことから、健全経営の判断が難しいところですが、今後、下水道施設の更新を進めていくためには、更なる経営の効率化による健全化に努めていただきたいと思います。

①水洗化率の向上

使用料収入の向上に寄与する水洗化率の向上については、平成20年代前半に下水道整備がほぼ完了し、令和2年度現在の水洗化率は91.7%ですが、供用開始が遅かった地区では82.1%です。

今後も水洗化率向上のため、水洗化促進PR等の強化を図ることが必要であります。

また、下水道への切替工事が比較的安価で済む浄化槽設置者を重点的に、早期の下水道への切り替えを強く促進する必要があります。

②徴収率の向上

下水道使用者の公平な負担を求めることに加え、使用料収入の向上のため徴収率の向上は重要です。

平成29年度からのアウトソーシング導入による専任体制での徴収業務により、徴収率の向上は見られますが、なお一層の向上を目指すとともに、関係部局との連携強化を図り、滞納者対策を講じる必要があります。

(3) 下水道使用料制度の見直し

下水道が市民生活に身近で欠かすことのできないライフラインであることを念頭に置き、将来にわたって下水道事業の経営健全化を図るため、下水道使用料制度について、現在行っている経営戦略の見直しや、今後の収支決算を基に毎年収支計画の検証を行い、令和5年度を目途に審議会を開催することが必要と考えます。

令和3年度 小浜市水道料金等制度審議会委員名簿

NO	代表	地区等	氏名	備考
1	市議会議員	小浜市議会産業教育 常任委員会委員長	マキオカ テルオ 牧岡 輝雄	
2	学識経験者	福井県立大学 海洋生物資源学部教授	タハラ ダイスケ 田原 大輔	会長
3	〃	小浜商工会議所 副会頭	ハマツメ ケンジ 濱詰 健二	
4	公共団体の代表者 ・地区使用者	小浜	カチ ユキトシ 中 幸俊	副会長
5	〃	雲浜	カガワ ヨシノブ 香川 昇	
6	〃	西津	フナイ トモエ 船井 智恵	
7	〃	内外海	ノムラ カズシ 野村 和司	
8	〃	国富	イワサキ シノブ 岩崎 好信	
9	〃	宮川	アサヒ ヤスオ 朝日 保雄	
10	〃	松永	マツミヤ ミキオ 松宮 巳貴夫	
11	〃	遠敷	ツボタ タケオ 坪田 武夫	
12	〃	今富	タカハシ カズジ 高橋 一二	
13	〃	口名田	タケウチ アキラ 竹内 彰	
14	〃	中名田	ヤマモト シゲヒロ 山本 茂弘	
15	〃	加斗	チムラ アキズミ 地村 明純	

事務局（上下水道課）

産業部長（幹事）	マエノ ヒロシ 前野 浩良		
上下水道課長	イマムラ アキヒロ 今村 昭広	下水建設管理グループ	カカツ マサヒロ 仲塚 政弘
上水建設管理グループ	ヤマモト ヒロカズ 山本 広和		カミクボ ヒロユキ 上窪 弘之
上水普及経営グループ	テグチ シノオ 出口 伊男	下水普及経営グループ	ヤマザキ ヨウスケ 山崎 洋裕
	モリカワ スミコ 森川 澄子		マバ ヒサル 的場 久准
	タカハシ トオル 高橋 徹	小浜浄化センター次長	オオニ ヒロシ 大西 博司

令和3年度 小浜市水道料金等制度審議会 開催記録

回数	月 日	会場 / 議題	開始～終了	出席者数	欠席者数
1	7月7日(水)	市役所4階 大会議室 ・委嘱状交付 ・会長等の選出、諮問 ・水道事業の概要について ・下水道事業の概要について	19:30～21:30	15	0
現地 視察	8月10日(火)	施設見学 ・湯岡水源、湯岡配水池 ・浄化センター	16:00～18:00	10	5
2	8月10日(火)	市役所4階 大会議室 ・水道事業会計の経営状況について ・下水道事業会計の経営状況について	19:30～21:30	12	3
3	9月27日(月)	市役所4階 大会議室 ・水道事業会計の経営状況について ・下水道事業会計の経営状況について	19:00～20:45	13	2
4	12月23日(木)	市役所4階 大会議室 ・水道料金の改定について ・下水道料金の改定について	19:00～21:10	13	2
5	2月22日(火)	働く婦人の家(咲楽館)3階 会議室 ・水道料金等制度答申書(案)について	19:00～20:45	13	2

●水道料金算出表 (口径別料金 基本・超過料金併用)

(消費税込)
(単位:円)

メーター口径	基本料金 (8m ³ まで)	超過料金(1m ³ につき)			
		第1段階 9~10m ³	第2段階 11~30m ³	第3段階 31~100m ³	第4段階 101m ³ ~
13mm	880	121	132	143	154
20mm	1,210				
25mm	1,540				
40mm	2,970				
50mm	4,070				
75mm	8,580				

※消費税は別途いただきます。
※1円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

《参考》水道料金早見表

(消費税込)
(単位:円)

口径13mm・20mm 使用水量51m³まで表示

使用水量 (m ³)	口径13mm	口径20mm	使用水量 (m ³)	口径13mm	口径20mm
0	880	1,210	26	3,234	3,564
1	880	1,210	27	3,366	3,696
2	880	1,210	28	3,498	3,828
3	880	1,210	29	3,630	3,960
4	880	1,210	30	3,762	4,092
5	880	1,210	31	3,905	4,235
6	880	1,210	32	4,048	4,378
7	880	1,210	33	4,191	4,521
8	880	1,210	34	4,334	4,664
9	1,001	1,331	35	4,477	4,807
10	1,122	1,452	36	4,620	4,950
11	1,254	1,584	37	4,763	5,093
12	1,386	1,716	38	4,906	5,236
13	1,518	1,848	39	5,049	5,379
14	1,650	1,980	40	5,192	5,522
15	1,782	2,112	41	5,335	5,665
16	1,914	2,244	42	5,478	5,808
17	2,046	2,376	43	5,621	5,951
18	2,178	2,508	44	5,764	6,094
19	2,310	2,640	45	5,907	6,237
20	2,442	2,772	46	6,050	6,380
21	2,574	2,904	47	6,193	6,523
22	2,706	3,036	48	6,336	6,666
23	2,838	3,168	49	6,479	6,809
24	2,970	3,300	50	6,622	6,952
25	3,102	3,432	51	6,765	7,095

●料金の算出方法

(例)口径13mmで月20m³使用した場合

基本料金	800円	…8m ³ までの料金
第1超過料金	220円	(@110円×2m ³)…9m ³ から10m ³ までの料金
第2超過料金	1,200円	(@120円×10m ³)…11m ³ から20m ³ までの料金
合計	2,220円	
消費税	222円	
請求額	2,442円	

下水道使用料について

各家庭から排出された汚水をきれいにする「浄化センター」の運転管理あるいは汚水管の清掃、修理など施設の維持管理には、たくさんの費用がかかります。これらの費用にあてるため、下水道の使用を開始しますと、下水道使用料を納めていただくことになります。

<使用水量の決め方>

1. 上水道のみを使用している場合は、上水道の使用水量とします。
2. 井戸水等のみ使用している場合は、計測器を取り付けて計測した使用水量とします。
3. 上水道と井戸水等を併用している場合は、合算した使用水量とします。

☆使用料金表（1ヶ月につき）

種別	区分	排除汚水量	金額
一般汚水	基本料金	8立方メートルまでの分	1,350円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	160円
		10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	185円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	200円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	210円
		100立方メートルを超える分	225円
公衆浴場 汚水	基本料金	8立方メートルまでの分	1,350円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	160円
		10立方メートルを超える分	80円

※使用料表により算出した額に消費税が加算されます

☆使用料金早見表（一般汚水の場合）

(m³・円)

使用水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,661
10	1,837	2,040	2,244	2,447	2,651	2,854	3,058	3,261	3,465	3,668
20	3,872	4,075	4,279	4,482	4,686	4,889	5,093	5,296	5,500	5,703
30	5,907	6,127	6,347	6,567	6,787	7,007	7,227	7,447	7,667	7,887
40	8,107	8,327	8,547	8,767	8,987	9,207	9,427	9,647	9,867	10,087
50	10,307	10,538	10,769	11,000	11,231	11,462	11,693	11,924	12,155	12,386
60	12,617	12,848	13,079	13,310	13,541	13,772	14,003	14,234	14,465	14,696
70	14,927	15,158	15,389	15,620	15,851	16,082	16,313	16,544	16,775	17,006
80	17,237	17,468	17,699	17,930	18,161	18,392	18,623	18,854	19,085	19,316
90	19,547	19,778	20,009	20,240	20,471	20,702	20,933	21,164	21,395	21,626
100	21,857	22,104	22,352	22,599	22,847	23,094	23,342	23,589	23,837	24,084

※使用料金早見表は消費税が加算されています。（円未満切捨て）

<計算例>使用水量が35立方メートルの場合

$$1,350円 + (10-8) \times 160円 + (30-10) \times 185円 + (35-30) \times 200円 = 6,370円$$

$$6,370円 \times 1.1 (\text{消費税}) = 7,007円$$

○小浜市水道料金等制度審議会設置条例

平成元年9月30日

条例第35号

改正 平成2年3月28日条例第12号

平成5年3月25日条例第2号

平成14年3月25日条例第4号

平成21年3月30日条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、水道料金制度および下水道料金制度に関する事項を調査、審議するため、小浜市水道料金等制度審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 公共団体の代表者および水道使用者または下水道使用者

(4) その他市長が必要と認めた者

3 委員は、当該諮問に係る事項の審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事を若干名置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、産業部上下水道課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月28日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月25日条例第2号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日条例第 3 号）
この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。